

平成 30 年度 地域ケアプラザ事業計画書

1 施設名

横浜市屏風ヶ浦地域ケアプラザ

2 事業計画

1 全事業共通

地域の現状と課題について

【屏風ヶ浦地区】

区内でも高齢化率が高く、一人暮らし世帯も多い地域である。さらに、山坂や狭い道が多く、交通の便が悪い地域もあり、そこに住まう地域の関係者とより一層の連携を強めていくことで、要援護者の早期発見、早期対応できるネットワークを構築していく必要がある。

また、各自治会町内会がそれぞれの実情を踏まえ独自の取組を実施しているため、継続して実施できるようそれぞれの実情に合わせた後方支援をしていく。

【汐見台地区】

区内では高齢化率が低く、年少人口が多い地域であるが、高齢者人口は確実に増加している。地区内に病院や金融機関、幼稚園、スーパーや商店街があり、地区内での生活がしやすい環境が整っている。その反面、集合住宅が多いことから支え合いの関係が築きにくい状況である。近年、大型マンションの増加に伴い年少人口が増加しており、子育て支援の事業にも力を入れていく必要がある。

また、連合町内会が中心となり各自治会町内会を取りまとめ、さまざまな取組を行っているため、行事参加などを通じて後方支援をしていく。

(1) 相談（高齢者・こども・障害者分野等の情報提供）

「誰もが幸せに暮らせるまちをめざして」を念頭に、地域包括ケアシステムを推進していくため、地域活動交流部門と地域包括支援センター・生活支援コーディネーターが共同して地域に必要な情報提供やニーズの把握を行う。そのような地域の状況を把握した上で、総合相談にいらした利用者に必要な社会資源を適切につなげていく役割を担っていく。さらに、多問題ケースの相談が近年増えてきていることから磯子区生活支援センターや地域活動ホーム等の専門機関及び区役所関係部署との連携を今まで以上に深めて対応していく。

(2) 各事業の連携

各部門がその活動の中で得た情報や課題、ニーズを共有し、それぞれの専門性を活かして対応していけるよう日常的に連携していく。

定期的に5職種で会議をする場を設けお互い情報交換をすることでケアプラザ全体の連携を図っていく。

また、居宅介護支援事業や予防支援事業の職員、さらに事務職員まで含めた情報交換の場を持つことで、より多くの情報を共有できる体制を構築する。自主企画事業や講座等においても、一人の担当者が実施するのではなく、ほかの職員も関心をもって問い合わせ等に対応できるよう所内連携を図っていく。

(3) 職員体制・育成、公正・中立性の確保

加配職員の欠員に関してはできるだけ早急に採用し、新しい体制で運営できるよう体制を整える。

初任者については、外部研修に積極的に参加して知識を重ねるとともに、事業所内での部門連携会議やカンファレンスなどを通して理解を深めていく。

在任の職員に関してはさらなるスキルアップのため、積極的に外部研修に参加をする。また、運営法人においても昨年同様、法人理念などを全職員に伝えていく「全スタッフカレッジ」、新入職員を対象とした「新入職カレッジ」、管理職員を対象とした「施設長カレッジ」などを実施し、職員教育を図っていく。

また子育て事業に関する研修会にも積極的に参加をする。

(4) 地域福祉保健のネットワーク構築

エリア内の幼稚園や保育園、子育て拠点と連携し、ボランティアの協力を得ながら子育て中の親や子供たちを対象とした定期的なサロンを共催事業として展開していく。そのことにより、子育て中の親同士の交流を図り、子育て支援のニーズを把握していく。

また子育て連絡会にケアプラザから職員を派遣し連携に務めるとともに年1回開催の子育てフェスタについてもケアプラザとして積極的に参加をしていく。

29年度は顔の見える関係作りを念頭に地域ケア会議などを開催してきた。30年度も各自治会町内会、民生委員を含め、地域において見守り活動が促進できるようにアプローチをしていく。また、地域での連携・協議の場として障害事業所や民間企業など、地域で活動している団体が、地域と連携して、地域を見守っていくネットワークづくりなどを更に発展して取り組んでいく

(5) 区行政との協働

第3期磯子区地域福祉保健計画「スイッチON磯子」も3年目となり、更なる計画の普及啓発と、29年度から引き続き、屏風ヶ浦地区・汐見台地区の地区推進委員事務局として、区や社会福祉協議会との連携を図るとともに、両地区の推進組織委員と協働し支援していくことで、単位自治会町内会の現状の課題を把握しながら共通テーマの推進を支援していく。

また、生活困窮者自立支援事業や寄り添い型学習支援等事業の推進に向けて地域への普及啓発を図っていく。寄り添い型学習支援の一環として子ども食堂など、子どもが仲間と出会い、活動できる居場所が提供できるように支援をしていく。

一方、地域包括支援センターが受けている困難ケースなどはスピーディーかつ適切に対応できるよう、逐次区担当者や関係機関と連携を図っていく。

2 地域活動交流事業

(1) 自主企画事業

自主企画事業の企画や運営をする上で、高齢・障害・こども・子育て世代の各分野において、地域の実情やニーズに合わせて行っていく。また、参加者・地域にお住まいの方の話を聞いたり、参加者アンケートの振り返りなどを行うことで、意見や要望を把握し、事業展開を行う。事業を継続していく上で、講師や参加者同士の交流を深めていくことで、自主活動化へのアドバイスをを行いながら団体自主化を支援していく。

(2) 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

情報ラウンジの貸室空き情報の掲示とホームページの貸室空き情報の更新を行うことで、貸室の利用がしやすい環境づくりをする。
また、各団体の利用希望状況を把握し、利用しやすい曜日や時間帯の情報を窓口などで提供していくことで、登録団体の活動を支援する。

(3) ボランティアの育成及びコーディネート

地域の施設やケアプラザデイサービスなど、また高齢・障害・こども等の自主企画事業の活動においてのボランティア活動を積極的に推進していく。ボランティア活動では事前事後に活動記録を作成し、意見や要望を把握し継続的な活動につながっていけるよう支援していく。
年度末には、ボランティア交流会を開催し、一年間のボランティア活動を振り返るとともに、ボランティア登録団体（個人）の皆様だけでなく、施設の方々とも活動の情報交換や交流を図っていく場を作り活動を支援していく。

(4) 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

屏風ヶ浦地区と汐見台地区の自治会町内会や、民生委員児童委員協議会等の会議や活動に参加し、顔の見える関係づくりを深めることで、地域の課題を把握し情報提供していく。
また、地域のサロンや活動に参加し情報収集に努め、毎月発行している広報紙にそれらの活動の情報提供を行っていく。

3 生活支援体制整備事業

(1) 事業実施体制

事業や地域課題等に関して、地域ケアプラザ全体で情報を共有し、連携しながら事業実施ができる体制を整える。

生活支援体制整備事業について、1層コーディネーターや区内、区外のコーディネーターとも情報を共有し、研修等にも参加し事業に活かしていく。

事業の実施には、事前にアンケートの実施や、地域へのアセスメントを通してニーズを把握し企画していく。

(2) 地域アセスメント（ニーズ・資源の把握・分析）

各自治会町内会で行われている支え合い事業やサロン等に参加し、直接に住民や地域の担い手と話すことで、地域や住民のニーズを把握する。

地域包括支援センターや地域活動交流と連携し、個別のニーズから地域の生活課題を把握する。区役所や区社協と地域ケアプラザで協働している「エリア会議」では、机上から現場へ出て、地域の実状を把握する場を持つ。

また、介護予防生活支援サービス事業においては、介護予防ケアマネジャーや地域包括支援センターと情報交換しながら課題やニーズを把握し、地域資源の情報をリストやシートにまとめる。

(3) 連携・協議の場

地域ケア会議などを通して、専門機関や民生委員児童委員だけでなく、地域を取り巻く様々な団体や企業、事業所とも連携し、地域住民の見守りや活動について情報交換をする場を設け、課題や情報の共有を行う。

連携・協議の場を通じて、地域に必要な生活支援や介護予防など、また、社会参加にむけた活動などの働きかけを行う。

(4) より広域の地域課題の解決に向けた取組

屏風ヶ浦地区社会福祉協議会（地区社会福祉協議会）の活動に関して、区社会福祉協議会の地区担当者と連携し、地域ケアプラザとしての支援をしていく。そのひとつとして、「高齢者サロン事業」では、その担い手として、「屏風ヶ浦地区・汐見台地区キャラバン・メイト連絡会」の活動の場としていく。

昨年度に磯子区内で開催された「いそご地域づくり塾」の参加者が地域の居場所づくりに活動されてきており、担当圏域だけでなく区内の地域づくりという面でも後方支援をしていく。

4 地域包括支援センター運営事業

(1) 総合相談支援業務

①地域におけるネットワークの構築

地域の民生委員、自治会町内会、老人会、磯子区生活支援センター、在宅医療連携拠点相談室「かけはし」、基幹相談支援センター「いぶき」、認知症初期集中支援チーム、地域の診療所や介護保険事業所、磯子区高齢・障害支援課等の関係機関と連携を図り、個別ケース解決や地域課題へのアプローチ等の目的達成のためにネットワークを構築する。

汐見台地区では昨年から組織された見守りネットワークの連絡会に積極的に参加することによって更なる顔の見える関係作りを行っていく。屏風ヶ浦地区においても介護保険サービス事業所や民生委員だけでなく、障害事業所や民間企業とも連携をとっていきながら、地域で見守っていく基盤作りを行っていく。

②実態把握

個別課題の解決の過程で関わる、その家族、地域の民生委員、自治会町内会、老人会などの聞き取り等から個別や地域のニーズ、課題、活動実態を把握する。

また、みる・きく・つなぐ地区別連絡会におけるデータから、区・包括カンファレンス、ケアプラ内のカンファレンス等の定期会議、地域の福祉連絡会、地域の支えあい連絡会等において情報の把握をしていく。

これらの集めた情報から現存する社会資源で対応できるか、新しい社会資源が必要であるかなどフォーマル、インフォーマルを含めた地域性、個別性に応じた状況把握に努め、生活支援コーディネーター及び、地域活動交流コーディネーターとの連携に努める。

③総合相談支援

地域のワンストップサービスの拠点として、地域包括支援センター職員、居宅介護支援事業者の介護支援専門員、生活支援コーディネーター等と連携し、常に総合相談を受けられる体制を継続していく。いただいたご相談に丁寧かつ迅速に対応するために、日頃より各関係機関との連絡・連携を行う。

3職種が主担当として関わっているケースの進捗状況、他専門職との連携・支援等を検討するカンファレンスを定期開催する。また、個別の相談ニーズから地域ニーズの抽出・把握に努め、地域ケア会議につなげていく。

(2) 権利擁護業務

①成年後見制度の活用促進・消費者被害の防止

地域住民や事業所に向けた権利擁護講座を開催し、権利擁護事業に関わる利用、普及啓発を行う。特に、自分自身を振り返り、自分らしい最期に備えるため、自治会町内会の茶話会等で「エンディング・ノート書き方講座」を実施する。エンディングノートの講座についてはケアマネジャー対象の講座も開催する。

地域住民を対象に、成年後見制度・相続・遺言・葬儀についての各講座を開催する。消費者被害、振り込め詐欺事件などを未然に防ぐため、消費生活センターとの関わりを密にしていく。

個人の尊厳を擁護した上で、成年後見制度の利用が必要な場合は、各関係機関と連携を図り、個々に応じた支援を行う。

②高齢者虐待への対応

29年度に引き続き、介護保険事業所、地域住民などからの虐待通報・虐待疑い通報に応じた、区役所、警察、民生委員等の各関係機関と連携し解決に向けた迅速な対応を行う。また、養護者（虐待者）に対して各関係機関と連携し継続した支援を実施する。高齢者虐待防止研修を区役所や各地域ケアプラザと共催で介護保険事業所等を対象に開催する。昨年度から始まった虐待防止連絡会に出席し、民生委員と連携を強めて行く。また、高齢者虐待防止につなげる事業として、毎月介護者のつどいを実施する。リラックスできる雰囲気を作り、介護者が自分の「思い」を話しつつも相手の「思い」も受け止める気持ちを持てるよう見守る。「介護者のつどい」に新規の利用者が参加しやすくなるよう介護技術、福祉用具の説明、施設の説明など一般的な勉強会も組み込んでいく。

③認知症

地域住民、小・中学生、高校などを対象に認知症の正しい理解の促進、普及啓発を図るため、認知症サポーター養成講座を開催する。また、講座の中で若年性認知症についても触れ普及啓発に努める。認知症初期集中支援チームとの連携をとり、取り上げられた事例について定期訪問を行い、きめ細やかな支援を行う。介護者のつどい参加者から認知症キャラバンメイトになった方、地域住民、介護事業所と一緒にあって広く認知症の普及啓発を行う。徘徊高齢者あんしんネットワーク事業の普及啓発を前年度に引き続きコンビニエンスストアやドラッグストア、自治会・町内会に対して行う。また、医療機関への普及啓発を行い、MCI及び初期認知症への対応を早めに行っていくための足がかりとしていく。

（3）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

①地域住民、関係機関等との連携推進支援

「顔の見える関係」が具現化できるよう、自治会町内会、支えあい等の地域行事へ参加することで地域との連携のきっかけを作る。また、屏風ヶ浦・汐見台両地区の民生委員児童委員協議会へ随時参加し個別事例の相談や状況把握、勉強会、講座の開催を勧めていく他、地域ケアプラザ、地域包括支援センターの役割や制度の理解と促進、その他、地域包括支援センターで行われる事業の展開を勧める。磯子区医療連携拠点や生活支援センター、基幹相談センターとの連携や普及啓発とともに、病院や行政機関明瞭との講座の開催を行う。磯子区主任ケアマネ連絡会での合同事業であるデイケア・デイサービスシートや民生委員ケアマネジャー連絡票の定期更新を行い、各事業所、民生委員へ連携推進として配布を行う。又、ケアマネサロン及びケアマネサロン拡大版を年6回程度開催し情報提供を行うだけでなく、ケアマネジャーの横の繋がり作りのきっかけとなるよう、事業を企画運営する。

②医療・介護の連携推進支援

主治医・ケアマネ連絡票の活用について、主治医との連携のためのツールとして各ケアマネジャーに対して周知を行っていく。磯子区医療連携拠点相談室「かけはし」との事例検討や勉強会、研修を企画運営する他、連携拠点会議にも包括職員として随時参加していく。磯子区在宅療養勉強会の開催運営について、主任ケアマネジャー連絡会として参加し、テーマ・開催方法を含め検討実施していく。

③ケアマネジャー支援

ケアマネジャーからの相談については随時対応を行い、必要に応じて同行訪問や担当者会議へ参加していくことで、円滑なケアマネジメントが行えるよう支援をしていく。また、情報提供のため磯子区デイサービス・デイケアシートを更新し、各居宅介護支援事業所へ配布や居宅介護支援事業所の空き状況を定期的に確認し、磯子区ホームページに掲載一般市民にもケアマネジャーの情報提供が行えるようにしていく。

エリア内にある居宅介護支援事業所及び、担当ケアマネジャーの資質向上と他職種連携、関係作りを目的としたケアマネサロンを年に6回程度開催する。

区主任ケアマネジャー連絡会として、新任ケアマネジャーを対象とした研修を年2回開催。研修内容の検討や運営、講師を行う。

磯子ケアマネ連絡会研修委員に主任ケアマネジャー連絡会として適宜参加。企画立案、開催当日の支援も行っていく。

(4) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築・地域ケア会議

多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築・地域ケア会議

29年度行った個別ケア会議や包括レベルケア会議の内容を基に、30年度はテーマを設定。汐見台地区では集合住宅で見守りを行ううえでの問題や課題について、個別レベル、包括レベルで検討を行っていく。又、屏風ヶ浦エリアにおいても障害事業所との連携や他職種協働に引き続き、ケアマネジャー、民生委員、地域の団体等と連携が行えるようケア会議や連絡会を企画、運営していく。

(5) 介護予防ケアマネジメント（指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業）

介護予防ケアマネジメント（指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業）

担当している要支援者・事業対象者に対する方針を月に1度、地域包括支援センター職員と介護予防プランナー、居宅介護支援事業所のケアマネジャーとで検討を行う。地域の中で利用者や高齢者が社会的役割を持って生活が送れるよう、介護予防に取り組めるような支援を行っていく。特に30年度は、エリア内で開所された横浜市補助事業と地域ケアプラザ全体での連携を進め、地域ニーズに則した介護予防が行えるように努めていく。

サービス担当者会議の出席や必要時の同行訪問などは、地域包括支援センターとして積極的に行い、個別性のあるケアマネジメントが行えるように支援をしていく。

2018年介護保険改正や総合事業の適切な運営や適切なケアマネジメントを進められるようにするために、ケアプラザ内や委託事業書にも周知できるよう情報提供や指導を行っていく。

(6) 一般介護予防事業

一般介護予防事業

区の担当保健師と連携し、地域もしくはケアプラザにて介護予防講座を全8回／年でロコモ予防・口腔機能向上・栄養改善に関するプログラムを実施し、地域で自主的に介護予防に取り組むグループ(元気づくりステーション)の継続支援を行っていくことで、自立支援に資する取組を推進し、生きがい・役割を持って生活できることを目指す。

また、介護予防の自主事業企画としては、プラチナ体操(座位中心の運動プログラムを提供。おおむね80歳以上対象)や、すまいる体操クラブ(マット運動やリズム体操など実施)を継続して実施し、地域住民の介護予防活動および交流の場としていく。

その他

災害対応

災害発生時には横浜市や磯子区、各防災拠点との連携・協力を重視し、福祉避難場所としての要援護者受入協力要請に対応できるようマニュアルの整備および開設訓練を実施していく。また、法人組織においても緊急連絡網の配備及び連絡訓練を定期的に行い、各事業所と本部の連携にも力を入れていく。

施設の適正な管理について

ア 施設の維持管理について

運営法人として大事にしている心得の1つ、環境整備について「品質方針書」に記載し、法人全職員へ配布し、全職員に周知するとともに職員会議の場で研修を行い環境整備の周知徹底を図っていく。

毎朝8時30分～9時までを環境整備と、朝礼の時間とする。

各担当が割り当てられた場所に異常がないか確認をし、早期に発見できるように努める。異常を発見した際は速やかに所長へ報告し、所長はその進捗を確認し、必要に応じて物品の交換や修繕について必要な処置を行う。

また各設備の保守点検は外部の専門業者へ委託し、定期的に行うことで快適で安全な施設を維持していく。

施設も11年が経過し経年劣化が見られるので様々な不具合が見られるが早期発見をすることで最小限の修繕で済むように日頃から意識をして取り組んでいく。

イ 効率的な運営への取組について

上記、環境整備の要素である、規律・清潔・整頓・安全・衛生を徹底し、書類の整理や業務の手順を見直すことで効率の良い運営ができるように心掛ける。

また、総合相談のケースや自主事業など担当者が不在であっても所属部門に関わらず他の担当が対応できるように情報の共有を行える体制を整備する。

ウ 苦情受付体制について

利用者からのご要望や苦情などは次の方法にて受け付けている。

①口頭での受付 ②電話での受付 ③書面での受付(提案箱及び運営法人理事長への手紙BOXの設置)

受け付けたご要望や苦情に対しては速やかに関係職員と協議し、対応するとともに職員会議や朝礼において職員に周知している。また、匿名でいただいたご要望や苦情については、掲示板等にて貼り出すなど「見える化」することでその対応状況を伝えていく。また寄せられたご意見や苦情などに関して法人本部へ細やかに報告することで情報の共有を行い、必要に応じて連携して取り組んでいけるようにする。

エ 緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

火災・事故等の緊急時、速やかに対応できるよう所内体制について明示している。連絡体制については必ず掲示、配布を行い周知徹底する。特に災害時に関して「福祉避難所」として横浜市・磯子区や各防災拠点と連携・協力が行えるように職員に対しての「福祉避難所」の周知やマニュアルの見直しや開設訓練など適宜行っていく。消防訓練に関しては年2回実施すると共に、ケアプラザを利用する方々への災害時の対応の周知を行っていく。

オ 事故防止への取組について

通所介護事業をはじめ、ケアプラザ全体で「ヒヤリハット報告書」や「事故報告書」を活用して、事故の可能性を把握し、予防を行う。また、行政からの市内事業所の事故報告や他事業所でおこった事故に関して共有することで自施設でも起こりうる可能性があることを認識し、事故の予見、予防に活用する。

カ 個人情報保護の体制及び取組について

個人情報保護に関する研修は年度初めに全職員に対し実施するとともに、年度途中で新たに配属された職員にはその初日に研修を行っていく。FAX や郵送など個人情報を外部に発信する際には、必ず2人以上で手順を確認していく。その際、指さし確認及び声を出して確認をするようにする。また、個人情報保護に関する倫理規定を法人として定め、全職員に毎年配布される「品質方針書」にも記載し周知を図るとともに、漏洩事故が発生しないよう注意喚起をしていく。書類の保管場所も最終退館者はチェックリストを基に、施錠状況を確認していく。また、より一層の個人情報保護に留意するため、宣誓書として個人情報を取り扱う際のルールを職員で共有をおこない、定期的に自己評価を行う。

キ 情報公開への取組について

地域ケアプラザおよび運営法人の事業報告、事業計画、収支状況等は、情報ラウンジで自由に閲覧できるよう設置するとともに、ご意見箱等を活用して館内を利用されている皆さまからの情報収集に努める。また、毎月発行されるケアプラザニュースやホームページなどで自主企画事業の内容や、講座の情報をお知らせするとともに、貸室の空き状況などもホームページから確認できるよう随時更新をしていく。また、情報開示マニュアルに則り、情報開示申請があった場合にも適切に対応できるように備えられるよう職員に対して周知をおこなう。

ク 人権啓発への取組について

本年度も全職員に配布される「品質方針書」をもとに本書記載の倫理規程の内、以下の項目については人権研修として社内研修を実施する。

- ①他者の権利・財産について、侵害しない
- ②身体拘束の禁止
- ③児童・高齢者虐待の禁止
- ④守秘義務・個人情報保護
- ⑤セクシャルハラスメントの禁止
- ⑥パワーハラスメントの禁止

また、法人として利用者の人権を尊重し侵害しないために、各事業所で目標を設定し「宣誓書」を掲げ遵守できるように行動できるよう取り組む。

ケ 環境等への配慮及び取組について

「ヨコハマ 3R 夢プラン（リデュース、リユース、リサイクル）」についても、全職員に対し年 1 回以上研修を行い周知するとともに、施設内における分別の徹底を引き続きしていく。消耗品については基準在庫数を定め、必要以上に購入しない取り組みやコピー用紙も裏紙などを利用するなど資源に配慮できるよう職員に周知していく。

また、「管理標準」に定められた内容に従って、エネルギーの節約や設備機器の管理を行い、環境にやさしい運営に取り組んでいく。

さらに、「クールシェアスポット」や「ウォームシェアスポット」として、地域の方が立ち寄りやすい雰囲気と環境を整え、一人でも多くの方にご利用いただけるよう取り組んでいく。

毎朝の環境整備においても敷地に隣接する道路を清掃の対象とし、地域の方と挨拶を交わしながら道路の環境維持にも努めていく。不法投棄物や小動物の死骸の処理などは資源循環局と連携し対応していく。

介護保険事業

● 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業

《職員体制》

管理者	1名	(主任ケアマネジャー兼務)
保健師	1名	
社会福祉士	1名	
主任ケアマネジャー	1名	
介護支援専門員	2名	

《目標》

利用者が安心して、その人らしく継続してその地域にて暮らしていけるよう支援を行っていく。総合事業に移行したことから、地域にあるインフォーマルサービスを活用していくためにも、生活支援コーディネーター等、多職種と連携しながら地域に密着したケアプランの作成に努める。

《実費負担》

なし

《その他（特徴的な取組、PR等）》

担当している利用者に対する支援内容について月に一度地域包括支援センター職員や居宅介護支援事業職員でカンファレンスを実施し、検討を重ねていく。

地域包括支援センターの職員と密に連携をとりながら支援困難なケースを積極的に対応していく。

《利用者目標》

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
300	300	300	300	300	300
10月	11月	12月	1月	2月	3月
300	300	300	300	300	300

● 居宅介護支援事業

《職員体制》

常勤2名（1名管理者兼務）

《目標》

- ・ 地域包括支援センターとの連携を図り、地域ニーズを把握しながら、利用者の自立支援に資するケアマネジメントを提供する。
- ・ 4月の介護保険制度改正に迅速に対応し、利用者及びサービス時業者に対し、不利益や混乱が発生しないよう務める。

《実費負担》

なし

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ・ 地域包括支援センターとの連携を密接に行い、地域住民の介護の問題に積極的に取り組んでいく。
- ・ 研修や勉強会に積極的に参加し、専門性の向上に努めていく。

《利用者目標》

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
78	78	78	78	78	78
10月	11月	12月	1月	2月	3月
78	78	78	78	78	78

● 通所介護

《提供するサービス内容》

- 利用者個々に合わせた個別性と季節感を重視したアクティビティを企画するとともに、様々な場面においてご利用者が選択できるサービスを提供する。
- 機能訓練においては、ご利用者が在宅生活を継続していけるよう個々の生活環境に合わせて、「キネシスマシーン」を使った運動プログラムや実際の場面に即した運動プログラムなどを提供していく。
- 月に一度、曜日を変えて提供される「レストラン・デイ」では、家庭的な食事ではなく、まるでレストランで食事しているかのような雰囲気を感じてもらえるよう趣向をこらしていく。

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 1割負担分 ※（ ）内は2割分
 - 【要介護1】 692円（1,383円）
 - 【要介護2】 816円（1,632円）
 - 【要介護3】 947円（1,893円）
 - 【要介護4】 1,076円（2,151円）
 - 【要介護5】 1,205円（2,410円）
- 食費負担 650円
- お茶・お菓子代 150円
- その他加算関係（該当者のみ）

《事業実施日数》 週 5 日

《提供時間》 9:30 ~ 16:30

《職員体制》 生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員
 歯科衛生士、調理補助員、運転職員（介護補助員）

《目標》

社会資源の一つとして、より多くの方々に利用していただけるように地域の方々に周知していくとともに、施設に閉じこもらないよう積極的に地域行事に参加していく。また、いつまでも元気に過ごしていただけるよう介護度が進行しないよう介護予防への取組を重点的に行っていく。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

専属の運動指導士による運動プログラムを提供し、その成果を実感してもらえるような工夫を行っていく。

《利用者目標（延べ人数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
800	800	800	800	800	800
10月	11月	12月	1月	2月	3月
800	800	800	800	800	800

● 認知症対応型通所介護事業

《提供するサービス内容》

- 利用者個々に合わせた個別性と季節感を重視したアクティビティを企画するとともに、様々な場面においてご利用者が選択できるサービスを提供する。
- 機能訓練においては、ご利用者が在宅生活を継続していけるよう個々の生活環境に合わせて、「キネシスマシーン」を使った運動プログラムや実際の場面に即した運動プログラムなどを提供していく。
- 月に一度、曜日を変えて提供される「レストラン・デイ」では、家庭的な食事ではなく、まるでレストランで食事しているかのような雰囲気を感じてもらえるよう趣向をこらしていく。

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 1割負担分 ※（ ）内は2割分
 - 【要介護1】 948円（1,896円）
 - 【要介護2】 1,050円（2,100円）
 - 【要介護3】 1,150円（2,300円）
 - 【要介護4】 1,253円（2,505円）
 - 【要介護5】 1,355円（2,709円）
- 食費負担 650円
- お茶・お菓子代 150円
- その他加算関係（該当者のみ）

《事業実施日数》 週 1 日

《提供時間》 【水曜日】 9:30 ~ 16:30

《職員体制》 生活相談員、介護職員、機能訓練指導員
 歯科衛生士、調理補助員、運転職員（介護補助員）

《目標》

社会資源の一つとして、より多くの方々に利用していただけるように地域の方々に周知していくとともに、施設に閉じこもらないよう積極的に地域行事に参加していく。またいつまでも元気に過ごしていただけるよう介護度が進行しないよう介護予防への取組を重点的に行っていく。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

定員8名という小規模であることの利点を生かし、和やかな家庭的な雰囲気を重視していく。

《利用者目標（延べ人数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
15	15	15	15	15	15
10月	11月	12月	1月	2月	3月
15	15	15	15	15	15

● 介護予防通所介護・第1号通所事業

《提供するサービス内容》

- 利用者個々に合わせた個別性と季節感を重視したアクティビティを企画するとともに、様々な場面においてご利用者が選択できるサービスを提供する。
- 機能訓練においては、ご利用者が在宅生活を継続していけるよう個々の生活環境に合わせて、「キネシスマシーン」を使った運動プログラムや実際の場面に即した運動プログラムなどを提供していく。
- 月に一度、曜日を変えて提供される「レストラン・デイ」では、家庭的な食事ではなく、まるでレストランで食事しているかのような雰囲気を感じてもらえるよう趣向をこらしていく。

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 1割負担分 ※（ ）内は2割分
 - 【要支援1】 1,766円（3,531円）
 - 【要支援2】 3,621円（7,241円）
- 食費負担 650円
- お茶・お菓子代 150円
- その他加算関係（該当者のみ）

《事業実施日数》 週 2 日

《提供時間》 【日曜日】 10:00 ～ 13:00
 【水曜日】 10:00 ～ 13:00
 13:10 ～ 16:10

《職員体制》 生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員
 歯科衛生士、調理補助員、運転職員（介護補助員）

《目標》

社会資源の一つとして、より多くの方々に利用していただけるように地域の方々に周知していくとともに、施設に閉じこもらないよう積極的に地域行事に参加していく。またいつまでも元気に過ごしていただけるよう介護度が進行しないよう介護予防への取組を重点的に行っていく。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

専属の運動指導士による運動プログラムを提供し、その成果を実感してもらえるような工夫を行っていく。

《利用者目標（契約者数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
50	50	50	50	50	50
10月	11月	12月	1月	2月	3月
50	50	50	50	50	50